

定額減税（源泉所得税）説明会

桜井市商工会
桜井納税協会

給与所得者に係る特別控除は令和6年6月1日以後最初に支払う給与等において、源泉徴収義務者が控除します。

その事務処理について説明会を以下のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日	時	場 所	受講料
令和6年 4月23日(火) (募集定員 30名)	13:30~15:00	桜井市商工会館 3階 会議室 桜井市川合 260-2 (近鉄・JR 桜井駅 徒歩5分)	無 料

(参加対象者) 個人・法人の給与支給者（源泉徴収義務者）

(実施方法) 約30分の動画視聴後、制度の説明を行い定額減税に関する質疑応答の時間も設ける予定です。

(お願い)

- ・ 会場の駐車場には限りがありますので、極力、公共の交通機関をご利用ください。
- ・ 今後の感染症の拡大状況により、急遽、中止する場合がございますので、ご了承ください。

《申込方法》

下記の申込書にご記入のうえ、桜井市商工会までFAX又はメールにてお申し込みください。
受付は先着順とし、定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

(締め切り後のお申込者には、ご連絡申し上げます。)

【定額減税説明会 申込書】 (切り離さずにこのままお送りください)

桜井市商工会 宛 (お問合せは TEL 0744-43-0131 まで)

FAX 0744-45-2864

メール: kanri@sakuraishoko.org

会社名 / 屋号			
住所 (所在地)			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
受講者名			

(上記にご記入いただきました個人情報は当説明会の事業運営のみに使用させていただきます。)

(参考) 国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」が開設されています。